

電子マニフェストとは？

産業廃棄物管理票に代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みです。

電子マニフェストのメリット

- ①ヒューマンエラー防止
電子マニフェストへの入力項目はシステム上管理されている為、記載ミスや記載忘れを防止できます。
 - ②リアルタイムで廃棄物の処理状況が確認可能
廃棄物の運搬や処理が完了したときには情報処理センターから排出事業者へ運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知されますので、廃棄物の処理状況の確認をすることができます。
 - ③保管の不要
マニフェストの保管期間は5年です。電子マニフェストのマニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、保管スペースの確保や管理に労力を費やすことがなくなります。
 - ④産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
情報処理センターが、排出事業者に代行して報告を行う為、報告が不要です。
- 「もっと詳しく聞きたい!」、「是非導入したい!」など御座いましたら、お気軽に担当営業までご相談ください!!**

一般廃棄物部 新リーダーよりご挨拶



皆さんこんにちは、この度10月から一般事業部のチームリーダーに任命されました、岩田健作と申します。一般事業部では、スーパー、工場などから排出されます廃棄物の収集運搬のご契約を交わして頂いております。回収に関しては、お客様のご要望にお答えできます様に努力したいと思っており、ドライバーの運転マナーを始め、元気な挨拶、回収のマナーの向上に努め、お客様に満足していただけるようにドライバー教育を強化していきたいと思っております。私自身、日頃から体を鍛えており、その苦しさに対する忍耐力に加え、新たに2名のサブリーダーを加えました。今後更にも社員一丸となり、循環型社会作りにも貢献していきたいと考えています。これからも、日々向上心を高め、お客様に満足していただけるよう日々精進して参ります。今後とも株式会社丸幸、一般事業部をよろしくお願いたします。


Marukoh Recycling Company
 一般廃棄物部リーダー **岩田 健作**

産廃知識 黒帯への道 “産廃道場”



【質問】

設備工事を発注し、施工した際に発生する廃棄物についての質問です。弊社は設備の製造元であるA社から設備を購入し、設置工事まで発注しました。実際にはA社の子会社であるC社が施工を担当しました。そのためC社との契約(マニフェスト発行を子会社)で施工に関して産廃処理を依頼しているのですが、これは法的に問題ないでしょうか？



排出事業者っていうのは「廃棄物の所有者」なんだね! なるほど♪1つ勉強になりました!

【回答】

ご質問は、機械設備メーカーA社が設備の利用者B社から設備の発注を受け、実際の施工は子会社C社が担当するケースについて、元請はA社なのに、マニフェストはC社名義で行っている場合に関する問題点です。平成23年度から建設工事に伴って発生する廃棄物の処理についてはその建設工事の元請事業社が排出事業者としての責任を有するという原則が明確に規定されました。この規定によれば、当然の事、元請のA社が排出事業者となり、産業廃棄物の処理委託契約もマニフェスト伝票の交付は元請たるA社の責任にて執り行うことが法的には求められております。

栄工場にソーラーシステム導入しました!

今年9月、栄工場にソーラーパネルが設置されました。発電量はなんと150kw!! 環境問題が多々あるなかで、深刻なモノの一つとしてエネルギー問題があります。そんなエネルギー問題を自社から変えていこうという動きが今回のソーラーシステム導入です。ご存知かと思いますが、太陽光発電は環境に優しいクリーンエネルギーの一種です。弊社の目指す循環型社会作りには欠かせない存在の一つです。これからも弊社は環境活動への取組みを進めていきます。





10tアームロール車



8tアームロール車



4tウイング車



4tパッカー車



8tウイング車

不法投棄について

不法投棄の産業廃棄物(産廃)を、投棄した業者に代わって県が撤去する行政代執行のうち、業者から費用が完済されているのは、1997年から昨年度までに実施した22件のうち1件にとどまっていることがわかりました。未収費用は約7億8000万円に上ります。先日、今年度初の代執行がありました。投棄されているのは基準値を超える有機塩素系溶剤「テトラクロロエチレン」などが検出され汚染された汚泥。県は排出元をさいたま市の産廃処理業者と特定。運搬した野田市の業者などとともに、3月に撤去の命令を出したが応じなかったようです。県は「周辺の飲料水を汚染する可能性がある」として代執行に踏み切りました。

行政代執行とは?

当事者が法律上の命令に従わず、放置することが著しく公益に反する場合、国や自治体が当事者に代わり、強制的に解体や撤去などをする手続き。費用を当事者に請求することができ、支払わない場合は税滞納などと同様に私有財産を差し押さえることができる。



古紙

新聞: 6~7円(/kg)
雑誌: 8~9円(/kg)
段ボール: 9~10円(/kg)



※古紙は、円安の影響により輸出に関しては全体的に上向き傾向にあります。

平成26年10月9日付日本経済新聞より

社員紹介



名前: 石戸 正純
所属: 産業廃棄物事業部
年齢: 38歳
血液型: O型
特技: 車整備
趣味: ドライブ、旅行

自己PR:
丸幸へ入社して1年が経ちました。安全運転に努めます。



名前: 大野 麻里子
所属: 業務部
年齢: 41歳
血液型: A型
特技: テニス
趣味: 山ハイク&カメラ

自己PR:
神々廻にお越しの際は、ぜひお気軽に声を掛けてください。



名前: 後藤 秀忠
所属: 産業廃棄物事業部
年齢: 38歳
血液型: A型
特技: 料理
趣味: 音楽鑑賞

自己PR:
食べる事、寝る事、安全作業が得意です。

編集後記

こんにちは! 第11回まるこう通信の編集長を務めさせていただきました、営業部の長谷川正佳と申します。さわやかな秋晴れの日々が続くこの頃、お健やかに過ごしのことと存じます。第11回まるこう通信では、初の連載シリーズである産廃道場を掲載致しました!是非ご覧になってください!

 **株式会社 丸幸**
http://www.marukoh.com/

お気軽に
ご相談ください!

